

## 8 さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例施行規則

平成19年3月16日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19年さいたま市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化重点区域の指定に係る告示)

第2条 条例第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 環境美化重点区域の名称
- (2) 環境美化重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 環境美化重点区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日

(路上喫煙禁止区域の指定に係る告示)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上喫煙禁止区域の名称
- (2) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 路上喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する効力が生ずる日

(身分証明書の携帯等)

第4条 条例第13条第1項に規定する指導及び勧告、同条第2項の規定による命令並びに第17条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、身分証明書(様式第1号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第5条 条例第13条第1項に規定する勧告は、勧告書(様式第2号)を交付して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による命令は、命令書(様式第3号)を交付して行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第6条 市長は、条例第17条の規定により過料の処分を行おうとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ告知書(様式第4号)により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明は、定められた期限までに弁明書(様式第5号)により行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

(過料)

第7条 条例第17条の規定による過料の処分は、過料処分決定書(様式第6号)を交付して行うものとする。

2 条例第17条の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

(さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則の廃止)

2 さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第134号)は、廃止する。